

2018年度「新領域創成型研究・若手研究」の募集について

このたび、本学における研究活動を戦略的に推進するとともに、研究基盤を強化していくため、本学における研究者の科学研究費助成事業の申請支援を目的として、2018年度新領域創成型研究・若手研究の募集を行います。本学所属の研究者各位におかれましては、奮って御応募ください。

○ 募集対象となる研究種目（個人又は複数による研究）

1 新領域創成型研究 ～明治大学の創造的・先端的な研究課題に真に対応するもの～ 科学研究費助成事業獲得に向かって努力を継続しようとする研究課題を募集します。

研究期間：2018年度（採択日から2019年3月31日まで）

研究費：1件につき125万円以内 募集件数：6件以内

※ 応募状況及び審査結果により、研究費総額、採択件数等が変更になる場合があります。

2 若手研究 ～若手教員・研究員（2018年4月1日時点において、教授・准教授以外でかつ原則39歳未満、または教授・准教授以外でかつ博士学位取得後8年未満の者）による研究課題～

若手教員・研究員が科学研究費助成事業獲得に向けて努力を開始しようとする研究課題を募集します。

研究期間：2018年度（採択日から2019年3月31日まで）

研究費：1件につき65万円以内 募集件数：16件以内

※ 複数による研究課題の場合は、研究分担者も2018年4月1日時点において、全員教授・准教授以外でかつ原則39歳未満、または教授・准教授以外でかつ博士学位取得後8年未満の者であることが条件となります。なお、大学院生（助手は除く）及び学部学生を研究分担者とすることはできません。

※ 応募状況及び審査結果により、研究費総額、採択件数等が変更になる場合があります。

※ なお、応募は1～2のいずれか1件とし、両研究種目を同時に応募することはできません。

○ 応募資格者

研究代表者として応募できる方は、次のとおりです。

専任教授，専任准教授，専任講師，特任教授，特任准教授，特任講師，客員教授，客員准教授，客員講師，助教，助手，専門研究員，博士研究員（ポスト・ドクター）

※ 上記の応募資格者であっても2017年度の新領域創成型研究採択者及び若手研究にすでに2回採択された者は応募することができません。また、2018年4月現在、研究代表者として科学研究費助成事業に採択されている研究者についても、応募することができません。

※ 公的研究費により雇用されている専門研究員及び博士研究員（ポスト・ドクター）は、雇用契約書に記載されている勤務時間中は、契約内容の業務に専念する義務があります。応募の際には、雇用契約に抵触しないかを十分ご確認ください。

○ 応募条件

上記の応募資格者のうち、新領域創成型研究の採択者は、学内における科研費申請支援プログラムに参加し、その研究に相応した2019年度又は2020年度の科学研究費助成事業（又は日本学術振興会特別研究員）、若手研究者は、同上プログラムに参加のうえ2019年度の科学研究費助成事業（又は日本学術振興会特別研究員）に申請してください。

助手については、科学研究費助成事業の応募資格を有しておりませんので、科学研究費助成事業の代わりに日本学術振興会特別研究員に申請することを条件とします。（助手のうち日本学術振興会特別研究員の応募資格がない場合には申請できませんので、応募資格を確認の上、申請してください。）

※ 採択後、虚偽の申請があった場合又は万が一、科学研究費助成事業等に申請しなかった場合には、研究費の全額を大学に返金していただきます。

○ 注意事項

- 1 研究分担者については、本学の教員、学外の研究者等を含むことができます。なお、大学院生（助手は除く）及び学部学生を研究分担者とすることはできません。
- 2 社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所で行っている総合研究、共同研究、個人研究、重点研究及び特別研究の応募者又は採択者も応募できますが、研究課題は、別のものであることが条件となります。学内他機関で応募・選考しているものも同様の取り扱いとなります。
- 3 社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所で行っている総合研究、共同研究、個人研究、重点研究及び特別研究の採択者で研究成果未提出者は、研究代表者及び研究分担者として申請することはできません。

○ 募集期間

2018年4月2日（月）～4月20日（金）午後5時

※ 上記の募集期間・時間厳守でお願いします。募集期間・時間を過ぎた場合は受領をいたしません。

○ 応募書類（1及び2は提出必須。3は対象者のみ。4は任意）

- 1 新領域創成型研究・若手研究 研究計画調書（以下、研究計画調書）
- 2 科学研究費助成事業・日本学術振興会特別研究員への申請に関する意思確認書
※ 研究分担者がいる場合には「特定課題推進費（新領域創成型研究・若手研究）研究分担者承諾書」の提出が必要となります。
- 3 （博士学位取得後8年未満の条件による若手研究応募者のみ）博士学位取得時期のわかる証明書類
- 4 2016年度、2017年度の科学研究費助成事業の審査結果（写し）又は交付決定通知書（写し）
「申請書作成要領」を必ずお読みの上、作成してください。提出された申請書等はそのまま審査書類になります。応募書類等は、本学ホームページ（<https://www.meiji.ac.jp/osri/index.html>）のニュース一覧からアクセスしダウンロードするか、osri@mics.meiji.ac.jpまで御連絡ください。
※ 公平性を担保するために、書類の不備等については自己責任とし、提出された申請書をそのまま審査いたします。作成には十分ご留意ください。

○ 応募書類提出先

研究知財事務室（駿河台キャンパス グローバルフロント6階）、研究知財事務室和泉分室（和泉キャンパス 研究棟1階）、生田研究知財事務室（生田キャンパス 中央校舎2階）又は中野教育研究支援事務室（中野キャンパス 低層棟3階）まで所定の期間内に提出してください。学内連絡便（研究知財事務室宛）での提出も可能ですが、募集期間内必着となるようご注意ください。

○ 審査・採択決定

研究企画推進本部会議において審査を行い、研究・知財戦略機構長に審査結果を報告の上、研究・知財戦略機構長が決定します。審査は、次のとおり行います。

- 1 総合評点：各評定要素を踏まえながら、総合的に判断し、評点区分により評点を付します。
- 2 評定要素：① 研究内容（目的の明確さ、独創性、関連分野・新しい分野への貢献度、従来の過・研究成果の評価等）
② 研究計画（計画の妥当性、組織の構成、研究遂行の能力、人権保護及び法令等への遵守への対応）
③ 研究経費の妥当性
④ 2016年度、2017年度科学研究費助成事業審査結果・交付決定通知書

○ 審査方法

複数の審査委員による書面審査を基本とし、必要に応じてヒアリングを実施します。研究経費の妥当性についても審査を行うことから、助成金額が申請金額よりも減額される場合があります。

○ 採択通知

採択の可否は、研究代表者宛に研究計画調書に記載されたメールアドレスへ文書で通知します。**(6月上旬予定)**なお、研究開始予定日は、採択通知日以降**(6月中旬予定)**となりますので、あらかじめ御承知おきください。

○ 採択後の研究成果報告等

- 1 採択された研究代表者は研究期間終了後、所定の期日までに**研究実施報告書**を提出してください。
- 2 採択された研究代表者は、学内で行われる科研費申請に関わるサポートプログラムを受講し、さらに申請に際して担当事務室と密接な連絡を行う義務を履行したうえで、科学研究費助成事業（又は日本学術振興会特別研究員）に申請したことがわかる書類（研究計画調書の写し）を以下の時期を目途に提出してください。
 - ・科学研究費助成事業・・・申請年度の11月中旬
 - ・日本学術振興会特別研究員・・・申請年度の5月下旬
- 3 研究成果は、本学の研究力の向上に資するために積極的に活用してください。

○ その他

- 1 採択後、年度途中で研究活動を中止する場合には、研究・知財戦略機構長あてに中止届を提出するとともに、これまでの研究実施報告書を提出してください。また、研究中止後の研究費残額を速やかに大学に返金していただきます。
- 2 採択後、年度途中で、科学研究費助成事業に研究代表者として採択された場合には、その時点で研究終了となり、研究費残額を返金していただきます。その場合は科学研究費助成事業（又は日本学術振興会特別研究員）に申請しなくても良いこととします。
- 3 採択後、研究分担者の追加等当初の研究計画を変更する場合には、研究企画推進本部会議の承認が必要となります。
- 4 私立大学等経常費補助金への申請書類等を作成する必要がある場合には、研究代表者には作成のご協力をいただきます。
- 5 当該研究費を利用して出版に係る費用として支弁することはできません。
- 6 採択後、研究費の支出に関する不明点は、各キャンパスの研究費担当事務室へお問合せください。

以上